

「第363回 判例・事例研究会」

引抜き等を理由とする懲戒解雇の有効性

日 時	令和2年12月2日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 野 村 奈津子

【判例】

事件の表示	事 件 名 地位確認等請求事件 事 件 番 号 平成29年(ワ)第11926号 決 定 大阪地判令和2年8月6日
判 旨 (抜 粋)	請求棄却。 (1)懲戒事由該当性について …原告X2及び原告X3が、C1(奈良)の本部長及び店長という重要な地位にありながら……C1(奈良)の大和高田店の従業員3名、香芝店の従業員3名、C1(東京)の従業員1名に対し、「引き抜き」のための労働条件上乘せや300万円もの支度金を提示するなどして同業他社であるD1のために転職の勧誘を繰り返したこと……は、単なる転職の勧誘にとどまるものではなく、「組織の原則を守らない逸脱行為」(本件就業規則(奈良)82条2項4号)に当たり、また、「会社の命令又は許可を受けないで、他の会社・団体等の」「営利を目的とする業務を行う」(同条8項1号)行為に当たる。(中略)原告X2及びX3がD1のために店舗(大和高田店)を採す行為は、「会社の命令又は許可を受けないで、他の会

	<p>社の・団体等の」「営利を目的とする業務を行う」（本件就業規則（奈良） 8 2 条 8 項 1 項）行為に当たる。</p> <p>(2)解雇の合理性・相当性について</p> <p>原告 X 2 及び原告 X 3 は C 1（奈良）の本部長及び店長という重要な地位にありながら、・・・同業他社である D 1 のために転職の勧誘を繰り返した。また、労働条件上乘せや 3 0 0 万円もの支度金を提示した。原告 X 3 が C 1（奈良）の大和高田店から約 4 5 0 メートルしか離れていない D 1 の大和高田店の店長となっており、他の営業職も同店で勤務することが想定された上、その店舗探しも C 1（奈良）在職中に行っていた。結果的として原告 X 3 以外が転職するに至らなかったものの、そうでなければ、原告 X 2 及び原告 X 3 の勧誘により、グループの相当数の従業員が D 1 に転職し、勧誘の対象になったのはその営業成績が優秀であったためと考えるのが自然であることも考慮すると、その場合に C 1（奈良）の経営に与える影響は大きかったものと容易に推測される。原告 X 2 及び原告 X 3 は C 1（奈良）の他の営業職や事務職にも声をかけていたことも窺われる。</p> <p>これらの事情に照らせば、原告 X 2 及び原告 X 3 の行為は、単なる転職の勧誘にとどまるものではなく、社会的相当性を欠く態様で行われたものであり、他方、原告 X 2 及び原告 X 3 がまもなく退職を予定していたことも考慮すると、本件解雇・・・・・・には、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当と認められる。</p>
<p style="text-align: center;">意 義</p>	<p>本件は、引抜き等を理由としてなされた懲戒解雇の有効性が争われた事案である。転職時の引抜きにかかる事案については、損害賠償請求又は退職金請求にかかる事件が多いところ、本裁判例は、解雇の有効性それ自身が争われた珍しいケースである。</p>